

2023.11
vol.157

みなさんで
回覧(掲示)
してください

全国健康保険協会宮崎支部からのお知らせ

協会けんぽ みやざき

保険証の使い方

接骨院(整骨院)等にかかるとき

接骨院(整骨院)等では下図のような傷病のとき、健康保険証を使用して受診できます。

これらの施設で健康保険を使用する場合、一旦治療にかかった費用を全額自己負担し、後日申請により給付を受ける「償還払い」が原則ですが、「受領委任制度」を取り扱う施術所では、施術者が患者に代わり、保険給付分の治療費を保険者に請求することができるので、患者は、医療機関にかかったときと同じように、一部負担金のみの支払いで施術を受けることができます。

接骨院(整骨院)で健康保険が使えるケース

※肩こり、疲労回復が目的のマッサージ等には使えません。
※骨折、脱臼については医師の同意書が必要です。(応急処置を除く)

負傷原因がはっきりしていて慢性に至っていないケガのうち次のもの

- ・骨折、脱臼
- ・打撲
- ・捻挫
- ・挫傷(肉ばなれ等)



鍼灸院やマッサージで健康保険が使えるケース

※医師の同意書が必要です。

はり・きゅうの場合

主として

- ・神経痛
- ・腰痛症
- ・リウマチ
- ・頸椎捻挫後遺症
- ・頸腕症候群
- ・五十肩 等

※慢性病で保険医による適当な治療手段のないもの



マッサージの場合

筋麻痺や関節拘縮等の症状があり、医療上必要と認められているとき



医療費の適正化に向けた取組を行っています。

接骨院(整骨院)等の施術費用を療養費として適切に支給するため、施術を受けた方へ施術内容について照会させていただくことがあります。

照会文書が届きましたら、施術を受けられた方ご本人が内容を確認し、回答していただきますようお願いします。

傷病手当金・出産手当金支給申請書の記入について

傷病手当金や出産手当金申請書記入における注意点をお知らせいたします。

【よくある間違い】

申請書2ページ目の「申請期間中に報酬を受けましたか？」の回答と
申請書3ページ目の「事業主が証明するところ」の報酬等支給状況に関する
記載内容が相違していると、申請書をお返しの可能性があります。

▼以下の場合原則、申請書を返戻しますのでご注意ください。

- ①申請書2ページ目：「申請期間（休んだ期間）に報酬を受けましたか。」→「1（はい）」
申請書3ページ目：申請期間中（出勤していない日）に賃金や手当等を支給した記載なし
- ②申請書2ページ目：「申請期間（休んだ期間）に報酬を受けましたか。」→「2（いいえ）」
申請書3ページ目：申請期間中（出勤していない日）に賃金や手当等を支給した記載あり

誤った記入例はこちら

申請書2ページ目 「申請期間中に報酬を受けましたか？」

- ① 報酬
- ①-1
申請期間（療養のために休んだ期間）に報酬を受けましたか。
- ①-2
①-1を「はい」と答えた場合、受けた報酬は事業主証明欄に記入されている内容のとおりですか。

1

1. はい → ①-2へ
2. いいえ

1

1. はい
2. いいえ → 事業主へ確認のうえ、正しい証明を受け

内容相違

2ページ目で「報酬を受け取っている」と回答
3ページ目で「報酬」の記載がない

申請書3ページ目 「事業主が証明するところ」

空白

報酬を受けた日付と
金額の記載がないです！

ご不明な点等ございましたら協会けんぽ宮崎支部業務グループまでお問合せください。



全国健康保険協会 宮崎支部

協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎

検索

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

TEL 0985-35-5364

FAX 0985-35-5393

自動音声でご案内します

案内①業務（給付、保険証、任意継続など）

案内②保健（健診、特定保健指導など）

案内③レセプト（レセプト、第三者行為（交通事故等））

案内④企画総務（保険料率、健康宣言など）

各種申請書は郵送でご提出ください。

保険証を使用できるのは
退職日までです！

従業員本人だけではなく、扶養家族も含めて退職日の翌日から使えません。
保険証は扶養家族分も含めて必ず返却してください。

令和5年度は2月を除く毎月発行予定です。